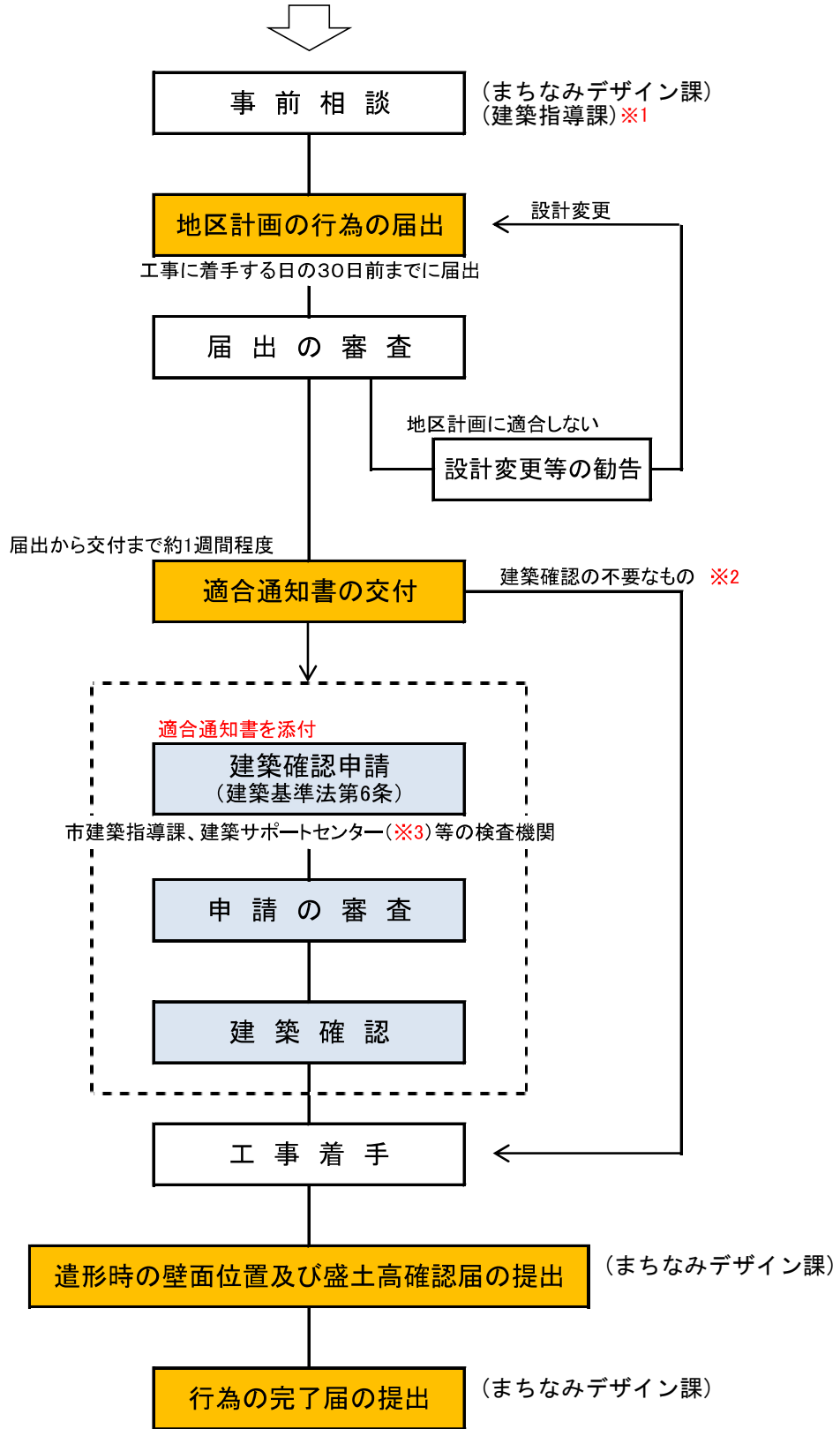


地区計画 事務手続きの流れ

地区計画に基づく行為を行う場合



※1 建築基準法、用途地域等において協議等が必要な場合は、建築指導課とも事前相談を行って下さい。

※2 建築確認が不要なものとは、例えば10㎡未満の増築(防火・準防火地区以外)や、垣、柵等を設置しようとするときです。
なお、詳細については市建築指導課までお問い合わせ願います。

※3 建築サポートセンター 電話023-645-6600